

※ 「経審受診業者」に注意喚起！

県ではこれまで**工事経歴書**に対する**添付資料**について、原則として**(1)契約書**又は**(2)注文書及び請書**とし、例外的に**(3)入金**の確認ができる資料(領収書控えの写し、預金通帳の写し(該当部分以外黒塗り)及び請求書、請書、決算書元帳)を認めてきました。

しかし、建設業法第 19 条において、請負契約は書面で行うこととなっていることから、法令順守を徹底するため、周知期間を含め、**令和 7 年 12 月 31 日までの申請に限り(3)**を認めます。

ただし、その周知期間においても「売掛金で処理しているため」(工事代金は請求済、未入金)、「少額工事のため元々書類がない」(口頭発注・現金払いなど)の 2 つの事由により**(1)契約書、(2)注文書及び請書**で提出できないやむをえないケースに限り、**(3)による提出を認めるもの**とします。

なお、令和 8 年 1 月 1 日以降は、いかなる理由があっても(3)による提出は認めませんので、ご留意ください。

沖縄県土木建築部 HP より (<https://www.pref.okinawa.lg.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013358/1027161.html>)



行政書士オフィスウエハラ



Code1558924627